

北海道立市民活動促進センターは、営利を目的としない、地域の様々な課題を自ら解決しようとする道内の市民活動を応援しています。

特集

道内で活躍する市民活動を紹介します

平成 24 年度の当センター事業で、道内で活躍している市民活動団体の活動を集録した「活きいきまちづくり～北海道の市民活動レポート 2012」(当センターホームページで閲覧できます)を作成しました。その一部を抜粋して順次ご紹介しています。
今回は「ひばりワクワク広場実行委員会(芽室町)」の活動をご紹介します。

ひばりワクワク広場実行委員会(芽室町) ～ 子供たちに五感を使った遊び場を ～

「これ、すごく楽しいからやってみて」と父親から教わった中国コマを大人顔負けに軽々と回しながら、小学校 2 年生の伊藤和音ちゃんは、目を輝かせながらそう話す。1 年生のときもここにきてたんだ……。積み木やコマ回しに夢中になる子供たち。その傍らで大人たちも優しい眼差しを向けながら共に遊び、時間を共有する。遊びが終わると子供たちは自主的に片付けを行う。

ここは、芽室町内の公共施設を会場にして小学生の放課後の居場所をつくる活動をしている「ひばりワクワク広場実行委員会」。



日直の子供がその日の「子供リーダー」として出欠確認なども行う

募集し、5月から11月まで毎週水曜日に行っている。参加費用は保険と雑費を含めて 1000 円。

毎年 4 月に、芽室町内の芽室小学校と芽室西小学校がある 2 校にチラシを置くなどして子供たちを

必ず「これからワクワク広場をはじめます。立ってください」という日直の子供の挨拶から始まる。夏は外での遊びを中心に、天気の悪い日はホールや体育館を借りて、室内遊びをする。遊びのメニューはバラエティに富んでおり、外遊びのときは、縄跳びや凧揚げ、キックベースなど。室内ではボードゲーム、将棋、囲碁をしたり、今はカプラという積み木が人気。室内でも風船バレーや、大縄跳びをする。このほか、花びらをつぶして色水を作って布を染めたり、流しそうめんなど季節感を味わえるメニューもある。竹馬、コマ回し、お手玉、綾取り、竹わり、パッチなど、昔の子供たちが夢中になった遊びも取り入れ、心と身体を十分に働かせることのできる遊びを提供する。昔遊びの道具は、町内の人からもらったものが多い。

■ 違う年齢の子供たちが集える遊び場を

この活動がはじまったのは 2005 年のこと。地域の中で子育てを助け合おうと様々な活動を展開している子育て支援組織「育児ネットめむろ」で活動している上田睦子さんの声かけで始まった。「小学校に通い出したら『育児ネット』を利用する親がいなくなるんです。小学生は一人前の扱いをされるんですね。でも幼稚園の年長さんと小学 1 年生とではどれほど違うのか?という気持ちが私の中になりましたし、地域で一緒になって (次頁へ続く)

ひばりワクワク広場実行委員会（芽室町）

違う年齢の子供たち同士で遊ぶ場が少なくなっていたので、スタッフと一緒に子どもたちの放課後の居場所をつくりたかったのです」

最初の年は大人のスタッフは4、5人、子供は月に10～13人ほど。3年目からは、子供たちや、母親同士の口コミで浸透して徐々に増え、開始から6年までは、多い年は36人が登録したこともあった。ただ、人数が多いとスタッフが子供一人ひとりに目が行き届かないため、十分に子供が遊ばないまま帰ってしまったといったこともあり、30人という定員枠を設けた。ここ2年間は1年生から6年生まで24人が登録している。人数が減った理由のひとつが、児童館が芽室小学校と芽室西小学校の区域にできたこと。「子供の居場所が増えてきたのは、私たちにとっても歓迎すべきことです。町の子育て支援課にも要望していたので、こちらにくる子供が減っていくのはある意味で喜ばしいです」と上田さん。

平成17・18年度は、文科省委託事業として、19年度からは子どもゆめ基金の助成事業として取り組んだ。21年度からは、町の子育て支援課から地域放課後児童対策事業として助成されており、その中からスタッフにお金が支払われる。

■ 地域の達人も講師に

スタッフの登録人数は11人、常時7、8人がいる。年齢層は30代から60代まで。「子供に対する接し方も見方も年代によって違うのでスタッフの年齢バランスも大事。30代で子育てに夢中になっている人は周りが見えないこともあって、50代、60代のスタッフが子供に接する様子を見て、自分の子に対してちょっと怒鳴ってばかりだったかなとか、そんなふうに気づくことも多いんです」

スタッフも一人ひとりの子供の発達や性格を見極めながら、一緒に遊ぶ。最初は幼稚園の先生をしていた経験がある人が大人のリーダーとして力を発揮していたが、その人が転勤していなくなってしまったため、ここ4年ぐらいは毎週、リーダーを決め、スタッフ会議も毎月実施している。

スタッフと一緒に過ごすだけでなく、もっと色々な体験ができるようにと、地域の達人を講師として招くこともしている。夏休みの特別プログラムとして、町内在住の写真家、小寺卓矢さんが指導して、小学生が撮影した写真を使った絵本づくりを行った。この写真絵本は、図書館の展示コーナーを借りて、展示もされた。このほか、助産師さんを招いて生命の大切さを説明してもらったり、防災訓練を伝える指導者、ファシリテーターを呼び、地図への書き込みを通して、積極的に災害の対応策を考えることが出来る災害イメージ訓練も行った。



「カブラ」という積み木に夢中になる子供たち

「今の子供たちはゲームやテレビが好きですけど、五感を使って遊ぶことは子供の発達に

とても大切だと思うので、もっと若いスタッフを増やして、ずっとこうした場を続けてほしいというのが願い」と上田さん。

かつてのように地域のコミュニティで自然に子供たちが遊べる環境がないのは寂しいが、違った形で子供たちが成長できる場があるのは貴重かもしれない。

■ 連絡先

〒082-0030

芽室町本通り南1丁目1-15

ひばりワクワク広場実行委員会

代表 上田睦子

TEL 0155-62-5586

FAX 0155-62-5586

インフォメーション

◆NPO 法人の年間運営スケジュール◆

NPO 法人の一般的な運営スケジュールを掲載してみました。詳細については、それぞれの提出先などにご確認ください。

【毎月行うもの／仕事月が固定しているもの】

月	事務作業	主な事務書類	期限	提出先
毎月	○ 源泉所得税の納付 給与等を実際に支払った月の翌月10日までに納付。(納期の特例を受けた場合、1月と7月の年2回だけ。)	・納付書(給与等/報酬等)	翌月10日までに	税務署
	○ 職員の住民税納付(特別徴収) 1月の給与支払報告書送付時に「特別徴収」を選択した場合、職員の住民税を給与から預かり、法人が納付。(納期の特例を受けた場合、6月と12月の年2回だけ。)	・特別徴収の税額通知書、納付書	翌月10日までに	市町村
	○ 社会保険料納付 厚生年金保険料と健康保険料をあわせて納付。	・納付書	毎月末まで	年金事務所 (日本年金機構)
1月	○ 年末調整後の源泉所得税納付 12月給与支払時に行った年末調整後の源泉所得税額を所定の納付書に記載して納付する。	・納付書(給与等/報酬等)	1月10日までに	税務署
	○ 「給与所得の源泉徴収票」を本人に渡す 150万円を超える役員、500万円を超える職員の分は税務署にも提出	・源泉徴収票	1月31日までに	税務署
	○ 「報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書」を本人に渡す	・支払調書	1月31日までに	税務署
	○ 「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」提出	・法定調書合計表	1月31日までに	税務署
	○ 「給与支払報告書」提出 職員の住民税額決定に必要な手続き。個人別の明細と同一市町村の者をまとめた総括表を提出する。	・給与支払報告書 (個人別明細書、総括表)	1月31日までに	市町村
	○ 償却資産税申告 1月1日時点で所有している土地家屋以外の事業用資産で対象となるものについて申告する。	・償却資産税申告書	1月31日までに	市町村
4月	○ 法人住民税の減免申請書提出 法人税法上の収益事業を行っていない場合、道税事務所・市町村にそれぞれ提出。	・法人住民税[均等割]減免申請書 (呼称、様式は自治体によって異なる)	4月中 (期限や自動更新の有無など自治体によるので要事前確認)	道税事務所 市町村
6月	○ 【納期の特例】前年12月～5月の職員の住民税納付(特別徴収)	・特別徴収の税額通知書、納付書	6月10日までに	市町村
	○ 労働保険料の年度更新 保険年度(4月～3月)ごとに概算で申告・納付し、翌年度確定申告・精算。	・労働保険概算・確定保険料申告書	6月1日から7月10日までに	労働基準 監督署
7月	○ 社会保険料の定時決定 保険料の基礎となる標準報酬月額決定に必要な手続き。4月～6月の賞金を算定基礎届出書に記載して届け出る。	・算定基礎届、総括表	7月1日から7月10日までに	年金事務所 (日本年金機構)
11月	○ 年末調整に必要な書類を職員から集める	・給与所得者の扶養控除等申告書、 保険料控除申告書等	12月初旬まで	
12月	○ 【納期の特例】前年6月～11月の職員の住民税納付(特別徴収)	・特別徴収の税額通知書、納付書	12月10日までに	市町村
	○ 年末調整の計算 毎月記入してきた「所得税源泉徴収簿」と職員から集めた書類を基に計算。12月の給与支払時に、加納額は本人に還付し、不足額は徴収する。	・所得税源泉徴収簿	12月の給与支払時までに	

◆NPO 法人の年間運営スケジュール◆

【仕事月が事業年度によって変わるもの】

仕事月の目次	事務作業	主な事務書類	期限	提出先
1 ヶ月以内 事業年度終了後	<ul style="list-style-type: none"> ○ 前年度の事業報告書等の作成開始 ○ 理事会、監査、総会の日時決定、場所の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業報告書 ・活動計算書 ・貸借対照表 ・財産目録等 	<p>理事会開催までに</p> <p>できるだけ早めに</p>	
2 ヶ月以内 事業年度終了後	<ul style="list-style-type: none"> ○ 理事会開催と議事録作成 総会で議決すべき事項を検討し、総会準備を行う。 ○ 監査実施 前事業年度の業務・会計が適正に行われたか監査を受ける。 ○ 総会議案書の作成 総会で議決する事項をもらさず記載する。 ○ 総会招集通知の発送(メール可) 会議の目的、内容、日時、場所等を記載し、社員(議決権を持つ会員)へ発送する。議決権を持たない会員や支援者にも案内できるが、定足数にはカウントしない。 ○ 資産の変更登記 正味財産の額は毎年変わるので、その度に変更登記する。 ○ 法人税を申告する 法人税法上の収益事業を行っている場合、確定申告を行う。赤字でも申告は必要。 ○ 消費税を申告する 課税対象となる取引高が1,000万円を超える場合、消費税対象事業者となり、申告が必要。 ○ 法人住民税・法人事業税・地方法人特別税を申告する 法人税法上の収益事業を行っている場合、確定申告を行う。赤字でも申告は必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会議事録 ・監査報告書 ・総会議案書 ・総会議案書 ・出欠連絡票 (書面表決、委任状も兼ねると便利) ・変更登記申請書 ・財産目録又は貸借対照表 ・監査報告書・総会議事録 等 ・法人税の確定申告書 ・貸借対照表・損益計算書 ・勘定科目明細書 等 ・消費税の確定申告書 ・住民税・事業税・地方法人特別税の確定申告書 	<p>総会議案書作成開始までに</p> <p>総会議案書作成完了までに</p> <p>総会召集通知発送に間に合うように</p> <p>定款の定めに従う (NPO法では少なくとも開催の5日前までに通知)</p> <p>本来は事業年度終了後2ヶ月以内(総会「決算が確定する会議」が後になる場合は、終了後速やかに)</p> <p>事業年度終了後2ヶ月以内に(延長申請や見込納付後に確定申告を行う方法もある)</p> <p>事業年度終了後2ヶ月以内に</p> <p>事業年度終了後2ヶ月以内に(延長申請や見込納付後に確定申告を行う方法もある)</p>	<p>法務局</p> <p>税務署</p> <p>税務署</p> <p>道税事務所 市町村</p>
3 ヶ月以内 事業年度終了後	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総会定足数の確認 出席予定者、書面表決者、委任状を集計する。定足数に満たない場合、社員(議決権を持つ会員)に出欠確認、書面提出依頼。 ○ 総会開催と議事録作成 定款の定めに従って議事録署名人を選任し、速やかに議事録を作成する。 ○ 前年度の事業報告書等提出 ○ 役員の変更等届出書を提出 理事・監事に、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所変更、改姓・改名があった場合、遅滞なく届ける。 ○ 理事の変更登記 総会での改選等、理事の登記事項に変更があった場合に行う。定款で代表権を制限している場合は、代表権を有する理事のみ登記。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委任状 ・出欠集計表 ・総会議事録 ・事業報告書 ・活動計算書 ・貸借対照表 ・計算書類の注記(該当項目がある場合) ・財産目録・年間役員名簿 ・社員のうち10人以上の名簿 ・役員の変更等届出書 ・変更後の役員名簿 ・変更登記申請書 ・総会議事録 ・理事会議事録 等 	<p>総会当日まで</p> <p>総会開催後、理事の変更登記の日までに</p> <p>事業年度終了後3ヶ月以内に</p> <p>できるだけ速やかに</p> <p>変更が効力を発する日から2週間以内に</p>	<p>所轄庁</p> <p>所轄庁</p> <p>法務局</p>
4 ヶ月以内 事業年度終了後	<ul style="list-style-type: none"> ○ 活動計算書を提出する 法人税法上の収益事業を行っていない場合でも、年間収入が8,000万円を超える場合は活動計算書を提出する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動計算書 	<p>事業年度終了後4ヶ月以内に</p>	<p>税務署</p>

今回の掲載以外の役立つ情報なども随時更新中です。ぜひアクセスしてください。

北海道立市民活動促進センターのホームページ

<http://www.do-shiminkatsudo.jp/>